



事務連絡（再評1）

昭和60年2月1日

各都道府県薬務主管課再評価担当係様

厚生省薬務局安全課再評価担当係

総合消化酵素製剤の再評価申請に際
し添付すべき資料の作成上の留意事
項について

医療用医薬品のうち昭和42年10月1日から昭和60年1月31日までの間に製造（輸入）承認を受けた総合消化酵素製剤は、昭和60年2月1日厚生省告示第11号をもって再評価の指定が行われたところですが、その申請に際し添付すべき資料の作成については、昭和60年1月7日薬発第4号薬務局長通知及び同日薬安第2号薬務局安全課長通知によるほか、下記事項に留意されたいので、御了知のうえ、貴管下関係各業者に対し周知徹底方よろしくお願いします。

記

1 消化力試験

(1) 測定項目

- (ア) でんぱん糖化力、たん白消化力及び脂肪消化力については必須である。
- (イ) その他纖維素分解酵素を含有している場合には、その消化力も参考として測定すること。

(2) 測定方法

- (ア) 昭和55年4月22日薬審第523号薬務局審査課長通知別添2によること。
- (イ) 測定は少なくとも3ロットについて行い、1ロットにつき3回行うこと。

(3) 測定対象

次の2つについて行うこと。

- (ア) 製剤について測定する。
この場合、必要があれば適当な前処理を行ってよい。

また、ひとつの製剤中に腸溶部分と非腸溶部分とがある場合には、それぞれの部分に対応する消化力を測定すること。なお、その際には消化管模型を用いて測定することが望ましい。

- (イ) 製剤の配合成分たる各消化酵素の原体について測定し、その製剤中の配合割合によって算出する。

2 配合意義試験

消化酵素以外の有効成分を含有している製剤にあっては、その配合意義に関する資料が必要である（たとえば、胆汁成分が配合されている場合の脂肪消化力の増強等）。

3 その他

- (1) 非腸溶性製剤であって、腸における効果発現をも目的とするものは、含有する酵素の耐酸性に関する資料が必要である。
- (2) 腸溶性の製剤あるいは製剤中の腸溶性の部分については、耐酸性かつ腸溶性であることを示す試験成績等を添付すること。
- (3) 上記試験結果の提出資料は、消化力測定結果あるいはその結果の投稿論文等とすること。